四　指定に係る指定暴力団等の指定番号
五　法第十五条の二第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
六　指定の期限
七　指定の根拠となる適用法条
（特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）
第二十一条の四　法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　指定をした旨
二　指定に係る指定暴力団等の名称
三　指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
四　指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
五　指定に係る指定暴力団等の指定番号
六　警戒区域
七　指定をした理由
八　指定をした年月日
九　指定の期限
（特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知の方法）
第二十一条の五　法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。
（警戒区域の変更に係る公示事項）
第二十一条の六　法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称
二　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
五　警戒区域の変更に係る指定をした年月日
六　変更後の警戒区域
（警戒区域の変更に係る通知すべき事項）
第二十一条の七　法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　警戒区域を変更した旨
二　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称
三　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
四　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
五　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
六　警戒区域の変更に係る指定をした年月日
七　変更後の警戒区域
八　警戒区域を変更した理由
九　警戒区域を変更した年月日
（警戒区域の変更に係る通知の方法）
第二十一条の八　法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。
（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項）
第二十一条の九　法第十五条の四第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
二　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
五　指定をした年月日
（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項）
第二十一条の十　法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　指定を取り消した旨
二　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
三　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
四　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
五　指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
六　指定を取り消した年月日
（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法）
第二十一条の十一　法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。
第二十二条第六号中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。
第二十四条から第二十六条までを削る。
第二十七条第十号中「第三十二条の二第二項第五号」を「第三十二条の三第二項第五号」に改め、同条を第二十四条とし、第二十八条を第二十五条とする。
第二十九条中「第二十七条各号」を「第二十四条各号」に改め、同条を第二十六条とし、第四章第二節中第三十条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とする。
第三十二条を削り、第四章第三節中第三十二条の二を第二十九条とする。
第三十二条の三及び第三十二条の四を削る。
第四章第四節を削る。
第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　特定危険指定暴力団等の指定等

（特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知）
第三十条　公安委員会は、法第三十条の八第二項の規定により同条第一項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。
2　前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。
（特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項）
第三十一条　法第三十条の八第四項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　指定に係る指定暴力団等の名称
二　指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
三　指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
四　指定に係る指定暴力団等の指定番号
五　法第三十条の八第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
六　指定の期限